



三重県公報

平成20年12月25日(木)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
49	三重県ふるさと応援寄附金基金条例	(予 算 調 整 室)	4
50	三重県障害者相談支援センター条例	(障 害 福 祉 室)	5
51	公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例	(健 康 福 祉 総 務 室)	6
52	公立大学法人三重県立看護大学への職員の引継ぎに関する条例	(同)	7
53	公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例	(同)	8
54	三重県情報公開条例の一部を改正する条例	(情 報 公 開 室)	14
55	三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(同)	16
56	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(景 観 ま ち づ くり 室)	18
57	財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	(管 財 室)	19
58	行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例	(同)	20
59	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(選 挙 管 理 委 員 会)	21
60	三重県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 政 策 室)	22
61	三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(維 持 管 理 室)	24
62	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	25
63	三重県病院事業条例の一部を改正する条例	(病 院 事 業 庁)	26

公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県ふるさと応援寄附金基金条例（条例第 49 号）
 - 1 三重県を応援しようとする個人から贈られた寄附金について、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資する事業に必要な費用に充てるために、これを適正に管理する三重県ふるさと応援寄附金基金を設置することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県障害者相談支援センター条例（条例第 50 号）
 - 1 組織を統合することにより相談機関として必要な機能を強化し、身体障害者及び知的障害者の福祉の増進を図るため、三重県障害者相談支援センターを設置することとしました。
 - 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例（条例第 51 号）
 - 1 公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴い、地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 公立大学法人三重県立看護大学への職員の引継ぎに関する条例（条例第 52 号）
 - 1 公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴い、地方独立行政法人法に規定する職員の引継ぎの対象となる内部組織を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 53 号）
 - 1 公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日（一部平成 21 年 3 月 31 日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第 54 号）
 - 1 情報公開制度の適正な運営を図るとともに、公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴い、規定の整備を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第 55 号）
 - 1 個人情報保護制度の適正な運営を図るとともに、公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴い、規定の整備を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 56 号）
 - 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 57 号）
 - 1 地方自治法の一部改正にかんがみ、行政財産等の無償貸付け又は減額貸付け等についての規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例（条例第 58 号）
 - 1 行政財産の目的外使用に係る使用料について、財産の貸付け等に係る改正に併せて、減額し、又は免除することができる場合の規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 59 号）
 - 1 政治資金規正法の一部改正にかんがみ、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第 60 号）

- 1 個人の県民税について寄附金税額控除の規定を整備するとともに、固定資産税の前納報奨金を廃止するため所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日（一部平成 21 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第 61 号）

- 1 津ヨットハーバーの区域内に係る港湾施設の管理の見直しに伴い、指定管理者の指定等に関する規定を改正することとしました。
- 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例（条例第 62 号）

- 1 三重県立草の実特別支援学校を三重県立城山特別支援学校と統合して管理運営の一元化を図るため、三重県立草の実特別支援学校を廃止するとともに、三重県立城山特別支援学校草の実分校を設置することとしました。
- 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県病院事業条例の一部を改正する条例（条例第 63 号）

- 1 産科医療補償制度の創設に的確に対応するとともに、使用料についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行することとしました。

三重県ふるさと応援寄附金基金条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第四十九号

三重県ふるさと応援寄附金基金条例

(設置)

第一条 三重県を応援しようとする個人から贈られた寄附金を活用して、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資する事業に必要な費用に充てるため、三重県ふるさと応援寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県障害者相談支援センター条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十号

三重県障害者相談支援センター条例

(設置)

第一条 身体障害者及び知的障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法（昭和十四年法律第二百八十三号）第十一条第一項の身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項の知的障害者更生相談所として、三重県障害者相談支援センター（次条において「センター」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 身体障害者及び知的障害者についての相談並びにこれに基づく必要な支援を行うこと。
- 二 身体障害者及び十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要な指導を行うこと。
- 三 身体障害者の補装具の処方及び適合判定を行うこと。
- 四 身体障害者及び知的障害者を巡回して、前三号に掲げる事業を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために知事が必要と認める事業を行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(三重県知的障害者更生相談所条例及び三重県身体障害者更生相談所条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 三重県知的障害者更生相談所条例（昭和三十九年三重県条例第十八号）
- 二 三重県身体障害者更生相談所条例（昭和三十九年三重県条例第十九号）

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十九年三重県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「知的障害者更生相談所」を「障害者相談支援センター」に、「知的障害者に」を「身体障害者及び知的障害者に」に改め、同項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

(三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部改正)

- 4 三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和六十年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三重県身体障害者更生相談所」を「三重県障害者相談支援センター」に改める。

公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例をここに
公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十一号

公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例

公立大学法人三重県立看護大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を待てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、適正な見積価額）が七千万円以上の不動産（土地については、一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

公立大学法人三重県立看護大学への職員の引継ぎに関する条例をここに
公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十二号

公立大学法人三重県立看護大学への職員の引継ぎに関する条例

公立大学法人三重県立看護大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織は、公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十年三重県条例第五十三号）第一条の規定による廃止前の三重県立看護大学条例（平成八年三重県条例第四十号）第一条の三重県立看護大学（事務局及び附属図書館を除く。）とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十三号

公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県立看護大学条例の廃止)

第一条 三重県立看護大学条例(平成八年三重県条例第四十号)は、廃止する。

(三重県職員退職手当支給条例の一部改正)

第二条 三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第七条の五第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」に、「又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第七条の五第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」に改め、第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第七条の五第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続きいた在職期間

二十 第七条の五第二項に規定する場合における県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続きいた在職期間

第六条の四第二項中「教育職給料表四級の特号給の額」を削り、同条第三項中「第五条の二第二項第二号から第十九号まで」を「第五条の二第二項第二号から第二十一号まで」に改める。

第七条の四の次に次の一条を加える。

(県が設立した一般地方独立行政法人から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第七条の五 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続き当該一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている一般地方独立行政法人で県が設立したものに限る。以下「県設立一般地方独立行政法人」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において同じ。)となるため退職し、かつ、引き続き当該県設立一般地方独立行政法人の役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 県設立一般地方独立行政法人の役員が、県設立一般地方独立行政法人の要請に応じ、

引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続いた在職期間（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、県設立一般地方独立行政法人の職員が引き続き当該県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、県設立一般地方独立行政法人の職員としての勤続期間を当該県設立一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているときにあつては、その者が県設立一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き県設立一般地方独立行政法人の役員として在職した場合におけるその者の県設立一般地方独立行政法人の職員としての引き続いた在職期間を含む。）を含むものとする。

3 前二項の場合における県設立一般地方独立行政法人の役員としての在職期間の計算については、第七条（第五項及び第六項を除く。）の規定を準用する。

4 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合又は第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（大学を除く。）」を削る。

第六条第一項第三号を削り、同項第四号中「別表第四」を「別表第三」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「別表第五」を「別表第四」に改め、同号を同項第四号とする。

第六条の二を削る。

第七条中「（前条の人事委員会規則で定める職に採用する場合を除く。）」を削る。

第八条第三項中「（第六条の二の人事委員会規則で定める職を占める職員を除く。）」を削る。

第十三条第四項中「一般地方独立行政法人等職員（」を「一般地方独立行政法人等職員等（」に改め、「規定する一般地方独立行政法人等職員」の下に「及び同条例第七条の五第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」を加える。

第十三条の二第三項及び第十九条の二第二項中「一般地方独立行政法人等職員」を「一般地方独立行政法人等職員等」に改める。

第二十一条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十二条第四項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第二十三条の二の見出し中「特定の職員」を「再任用職員」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第十二項中「」及び看護大学に勤務する教授である職員（以下これを「」を「以下」に改める。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とし、別表第五を別表第四とする。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「一般地方独立行政法人等職員(」を「一般地方独立行政法人等職員等(」に改め、「規定する一般地方独立行政法人等職員」の下に「及び同条例第七条の三第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」を加える。

第十六条の二第三項中「一般地方独立行政法人等職員」を「一般地方独立行政法人等職員等」に改める。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第七条の三第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」に、「又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第七条の三第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」に改め、第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第七条の三第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続きいた在職期間

二十 第七条の三第二項に規定する場合における県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続きいた在職期間

第六条の四第二項中「第五条の二第二項第二号から第十九号まで」を「第五条の二第二項第二号から第二十一号まで」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(県が設立した一般地方独立行政法人から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第七条の三 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている一般地方独立行政法人で県が設立したものに限る。以下「県設立一般地方独立行政法人」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において同じ。)となるため退職し、かつ、引き続き当該県設立一般地方独立行政法人の役員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 県設立一般地方独立行政法人の役員が、県設立一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその

者の第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の県設立一般地方独立行政法人の役員としての引き続きいた在職期間（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、県設立一般地方独立行政法人の職員が引き続き当該県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、県設立一般地方独立行政法人の職員としての勤続期間を当該県設立一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているときにあつては、その者が県設立一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き県設立一般地方独立行政法人の役員として在職した場合におけるその者の県設立一般地方独立行政法人の職員としての引き続きいた在職期間を含む。）を含むものとする。

3 前二項の場合における県設立一般地方独立行政法人の役員としての在職期間の計算については、第七条（第五項及び第六項を除く。）の規定を準用する。

4 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合又は第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き県設立一般地方独立行政法人の役員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第六条 三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「県立大学の学校医等に関しては知事、県立大学以外の県立の学校の学校医等に関しては」を削る。

第六条中「県立大学の学校医等に関しては三重県規則、県立大学以外の県立の学校の学校医等に関しては」を削る。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第七条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十九年三重県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「、消防学校」を「及び消防学校」に改め、「及び看護大学に勤務する職員が大学院の看護学研究科における授業又は研究指導の業務に従事したとき」を削る。

（企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第八条 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十九年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「一般地方独立行政法人等職員（」を「一般地方独立行政法人等職員等（」に改め、「規定する一般地方独立行政法人等職員」の下に「及び同条例第七条の五第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第九条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の表中第六条の二の項を削り、

第二十一条第五項及び
第六項、第二十二条第三
項並びに附則第十二項

を

第二十一条第四項及び
第五項、第二十二条第三
項並びに附則第十二項

に、

第二十一
一条第
六項

を

第二十
一条第
五項

に、

第二十
一条第
七項

を

第二十
一条第
六項

に改める。

第二十四条の表中第六条の二の項を削り、

第二十三
条の二第
二項

を

第二十
三条の
二

に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第十三条第一項第三号中「（大学を除く。）」を削る。

(病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十一条 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「一般地方独立行政法人等職員（」を「一般地方独立行政法人等職員等（」に改め、「規定する一般地方独立行政法人等職員」の下に「及び同条例第七条の五第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員」を加える。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第五項」に改める。

(三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十三条 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第五条の二第二項第二号から第十九号まで」を「第五条の二第二項第一号から第二十一号まで」に改める。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十四条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第五条の二第二項第二号から第十九号まで」を「第五条の二第二項第二号から第二十一号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条（第六条の四第二項中「、教育職給料表四級の特号給の額」を削る部分を除く。）、第五条、第十三条及び第十四条の規定は、平成二十一年三月三十一日から施行する。
- 2 第六条の規定による改正後の三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

三重県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十四号

三重県情報公開条例の一部を改正する条例

三重県情報公開条例(平成十一年三重県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立てに基づく諮問等」を「不服申立て等」に、「第二十一条」を「第二十条の二」に改める。

第一条中「三重県(以下「県」という。)」を「実施機関」に、「県の」を「三重県(以下「県」という。)の」に改める。

第二条第一項中「公営企業管理者」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「当該実施機関の職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)」を加える。

第五条に次の一項を加える。

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

第六条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第七条第二号中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、実施機関は、当該非開示情報に係る部分をその写しにより行うことができる。

第十四条中「大量であるため」の下に「又は災害その他やむを得ない理由のため」を加え、同条第一号中「本条」を「本項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項前段又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

第十八条中「実施機関は」の下に「、前項ただし書の規定により開示場所を変更するとき」を加え、同条を同条第五項とし、同項の前に次の四項を加える。

実施機関は、第十二条第一項に規定する決定をしたときは、開示請求者に対し速やかに、当該決定に係る公文書の開示をしなければならない。

2 開示請求者は、第十二条第一項に規定する通知により実施機関が指定した日時及び場所において、開示を受けなければならない。ただし、開示請求者が当該日時に開示を受けることができないことにつき正当な理由があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示請求者が開示を受けないとき、実施機関は、開示請求に係る公文書を開示したものとみなす。

4 第二項の場所は、実施機関が開示請求に係る公文書を保管している事務所の所在する場所とする。ただし、実施機関が開示場所を変更することが適当であると認めると

きは、実施機関が指定する場所とすることができる。

第十九条第一項中「前条本文」を「前条第五項本文」に、「同条本文」を「同項本文」に改め、同条第二項中「前条本文」を「前条第五項本文」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 不服申立て等

第二章第二節中第二十一条の前に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第二十条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第二十一条第一項中「（昭和三十七年法律第百六十号）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の三重県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の三重県情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後において県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものの施行日以後における改正後の三重県情報公開条例の規定の適用については、県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十五号

三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例

三重県個人情報保護条例(平成十四年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立てに基づく諮問等」を「不服申立て等」に、「第四十三条」を「第四十二条の二」に改める。

第一条中「三重県(以下「県」という。)」の「」を削る。

第二条第二号中「公営企業管理者」の下に「並びに三重県(以下「県」という。)が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三号中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削り、同条第四号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。ただし」を「県が設立した地方独立行政法人の役員を含み」に改める。

第六条第四項第一号中「又は職員」を「並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員(以下この号において「県の職員等」という。)又は県の職員等」に改める。

第七条第二項第七号中「又は」の下に「県が設立した地方独立行政法人以外の」を加える。

第十四条に次の一項を加える。

4 何人も、この条例に基づく保有個人情報の開示を請求する権利を濫用してはならない。

第十五条第一項中「前条」を「前条第一項から第三項まで」に改める。

第十六条第二号ハ中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、実施機関は、当該非開示情報に係る部分をその写しにより行うことができる。

第二十二条中「大量であるため」の下に「又は災害その他やむを得ない理由のため」を加え、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項前段又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

第二十六条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「実施機関は」の下に「、第四項ただし書の規定により開示場所を変更するとき」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の三項を加える。

2 開示請求者は、第二十条第一項に規定する通知により実施機関が指定した日時及び場所において、開示を受けなければならない。ただし、開示請求者が当該日時に開示を受けることができないことにつき正当な理由があると実施機関が認めるときは、この限り

でない。

3 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示請求者が開示を受けないとき、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示したものとみなす。

4 第二項の場所は、実施機関が開示請求に係る保有個人情報を保管している事務所の所在する場所とする。ただし、実施機関が開示場所を変更することが適当であると認めるときは、実施機関が指定する場所とすることができる。

第二十八条第一項及び第二項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第五項」に改める。

第三十条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第三十五条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、第二十一条第二項後段の規定を準用する。

第三十七条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第四十二条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、第二十一条第二項後段の規定を準用する。

第二章第五節の節名を次のように改める。

第五節 不服申立て等

第二章第五節中第四十三条の前に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第四十二条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止等決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第四十三条中「（昭和三十七年法律第百六十号）」を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 改正後の三重県個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる開示請求、訂正請求及び利用停止等請求について適用し、同日前にされた開示請求、訂正請求及び利用停止等請求については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の三重県個人情報保護条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後において県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものの施行日以後における改正後の三重県個人情報保護条例の規定の適用については、県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十六号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十八号の二の項中「松阪市」の下に「、鈴鹿市」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十七号

財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第四条を削る。

第五条の見出し中「減額貸付け」の下に「等」を加え、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（行政財産の無償貸付け又は減額貸付け等）

第五条 前条第一項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

第七条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十八号

行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「よりがたい」を「より難い」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（使用料の減免）

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- 一 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用する場合であつて、特に必要があると認めるとき。
- 二 災害により使用者がその使用物件を使用目的に供し難いと認められるとき。
- 三 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用するとき。
- 四 庁舎、学校、病院等の施設を使用し、又は利用する者の福利厚生のため当該施設を使用するとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十九号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。
別表第一第三百六十一号の項の次に次のように加える。

三百六十一の二	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付	収支報告書等の写しの交付 手数料	用紙一枚につき十円（用紙の両面に印刷した場合には、二枚と換算して算定する。）
---------	--	---------------------	--

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第六十号

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。
第二十五条の二に次の一号を加える。

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次のいずれかに該当するもの

イ 県内に主たる事務所を有する法人又は団体において収納されたもの

ロ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する認可を受けた学校、同法第百三十条に規定する認可を受けた専修学校及び同法第百三十四条第二項において準用する同法第四条第一項に規定する認可を受けた各種学校を設置する法人において収納されたもの

ハ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉法第二条に規定する社会福祉事業を行う法人において収納されたもの

ニ 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

ホ イからニまでに掲げるもののほか、規則で定めるところにより知事が指定したものの

第百二十六条第五項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第百六十四条第二項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第百六十四条第二項を削る改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 改正後の三重県県税条例（以下「新条例」という。）第二十五条の二第三号の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する寄附金について適用する。

3 平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の県民税についての新条例第二十五条の二の規定の適用については、同条第三号中「第四十一条の十八の三」とあるのは、「第四十一条の十八の三並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

（準備行為）

4 新条例第二十五条の二第三号ホ（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

以下この項において同じ。)の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、平成二十二年四月一日前においても、同号ホの規定の例により行うことができる。

三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第六十一号

三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

三重県港湾施設管理条例（昭和四十八年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 津ヨットハーバーの区域内の港湾施設の管理（第十八条―第三十六条）」を削り、「第四章 雑則（第三十七条）」を「第三章 雑則（第十八条）」に改める。
第五章 罰則（第三十八条）」を「第四章 罰則（第十九条）」に改める。

第三条第一項中「（津ヨットハーバーの区域内の港湾施設を除く。）」を削る。

第十四条第一項中「、第十一条第一項、第二十九条第一項若しくは第四項若しくは第三十四条」を「若しくは第十一条第一項」に改め、「若しくは第二十九条第四項」を削る。

第十五条に次の一項を加える。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、使用料を分割して納入させることができる。

第三章を削る。

第四章中第三十七条を第十八条とし、同章を第三章とする。

第三十八条第一号中「、第四条又は第二十九条」を「又は第四条」に改め、第五章中同条を第十九条とし、同章を第四章とする。

別表第四中「（指定管理施設を除く。）」を削り、同表に次のように加える。

七	港湾設備等	二十トシクレーン	一基 一月につき	三十五万円
		県有船(ぬのびき)	一隻 一月につき	六万円

別表第五及び別表第六を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の三重県港湾施設管理条例の規定によりされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第六十二号

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

三重県立特別支援学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「三重県立草の実特別支援学校」を「三重県立城山特別支援学校草の実分校」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において三重県立草の実特別支援学校に在学している者は、この条例の施行の日に三重県立城山特別支援学校草の実分校に在学しているものとする。

三重県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第六十三号

三重県病院事業条例の一部を改正する条例

三重県病院事業条例(昭和四十一年三重県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表第二第五号の項中「三〇円以上」を削り、同表第七号の項中「一一一、〇〇〇円以上一五七、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に改め、同表第八号の項中「五八、〇〇〇円以上」を削り、同表第九号の項中「六、三〇〇円以上」を削る。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
